10 水道の財政と水道料金

財政の健全化と経営の安定化に向けて

福岡市の水道事業は、「地方公営企業」として経営され、その運営に必要な経費は、原則として企業の経営に伴う収入（水道料金）をもってまかなうよう法律で定められています。これを「独立採算制」といい、事業の運営にあたっては、本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮することが求められています。

福岡市では、「水の安定供給と節水型都市づくりの推進」などを施策目標に掲げた「福岡市水道長期ビジョン2028」に基づき、各事業を計画的に実施していますが、これらを着実に推進していくため、以下のような取り組みなどにより、一層の経営効率化や財政の健全化に努めていきます。

①企業債の借入抑制による利息の削減　②公共工事コストの縮減や維持管理経費の削減　③組織のスリム化
④ABC分析など財務情報の公表

「福岡市水道長期ビジョン2028」の基本的方向と令和5年度の予算額

施策目標	基本的方向	主な事業	予算額（千円）
1. 水の安定供給と節水型都市づくりの推進	○将来にわたり、安定的に水道水を供給できるよう、大量更新期を迎えている水道施設の計画的な更新に取り組む。 ○限りある水資源を有効に活用するため、配水調整システムによる効率的な水運用や効果的な漏水防止対策に取り組むとともに、今後とも水を大切に使う意識が継承されるよう、効果的、継続的な広報活動を行うなど、節水型都市づくりを推進する。	○水源･浄水場の整備 ○浄水場の再編 ○配水管の整備 ○配水調整システムの整備 ○漏水防止調査 ○給水管の漏水対策 ○「水をたいせつに」広報の推進 など	19,290,897
2. 安全で良質な水道水の供給	○水源かん養林の整備や水源地域･流域との連携･協力による植樹活動などの森林整備に取り組む。 ○水源からじゃ口までの水質管理を徹底するとともに、国の基準等より厳しい福岡市独自の目標で水質を管理し、より安全で良質な水道水を供給する。 ○全てのお客さまが安心して水道水をお使いいただけるよう、貯水槽の適正管理に向けた取組みを強化するとともに、直結式給水の普及促進に努める。	○水源かん養林の整備 ○水源地域･流域との交流 ○水質検査の充実 ○小規模貯水槽の適正管理の啓発 ○直結式給水の普及促進 など	83,561
3. 危機管理対策の推進	○水道施設の耐震化や緊急時のバックアップ機能の強化などに取り組み、より災害に強い水道を目指す。 ○突発的な事故やテロ活動などに的確に対応できるよう、水道施設の安全管理対策など、危機管理の徹底を図る。 ○多様なリスクに対応できるよう、各種危機管理マニュアルを踏まえた実践的な研修･訓練の実施など、危機対応力の向上を図る。	○重要施設の耐水化 ○耐震ネットワーク工事の推進 ○水道施設のセキュリティの確保 ○水道原水の監視 ○災害応急体制の充実 など	594,119
4. 安定経営の持続	○水道事業に関する情報をよりわかりやすく提供するとともに、お客さまニーズを的確にとらえ、サービス向上につなげる。 ○施設の長寿命化や資金需要の平準化を図りながら、企業債残高を縮減するなど、財政の健全化に取り組む。 ○水道技術力などを確実に次世代の職員に継承するとともに、国際貢献活動の推進などにより、高い専門技術と広い視野を持った人材の育成を図る。 ○再生可能エネルギーの利用などによる環境負荷の低減に取り組むとともに、建設副産物の再資源化の推進など、環境に配慮した事業運営を行う。	○積極的な情報提供 ○お客さまニーズの把握 ○ICTを活用したサービスの向上 ○組織体制の最適化 ○企業債残高の縮減 ○技術の継承等による人材育成 ○国際貢献活動 ○再生可能エネルギーの活用 など	604,867

財政状況

借入金の元金･利息償還額と借入残高の推移

水の安定供給のために必要な施設整備は、事業資金の多くを借入金（企業債）に依存しています。

借入残高は、ピーク時の平成12年度末から令和3年度末までに624億円減少しており、水道料金との比較では平成12年度末時点では水道料金の5.0倍でしたが、令和3年度末時点では3.4倍となっています（※他の政令指定都市平均1.9倍）。今後も更なる経営の効率化を行い、借入残高の縮減に努めていきます。

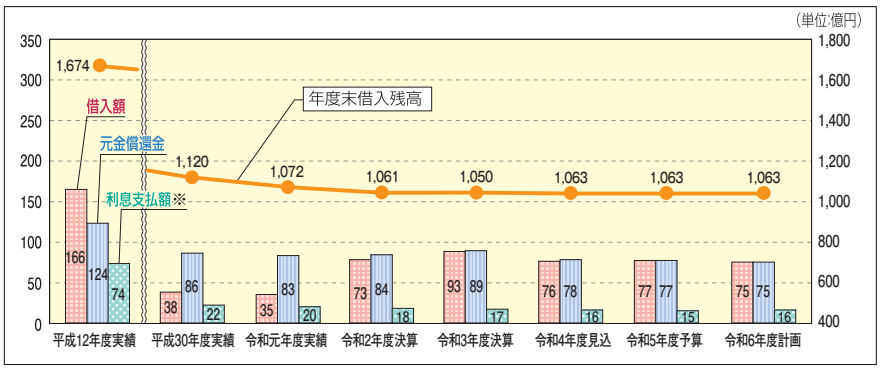

※利息支払額＝支払利息（収益的支出）＋建設利息（資本的支出）

財政状況の推移

収益的収支とは

水道水をつくり、家庭などに送り届けるために必要な支出と、その財源となる収入のことです。

収益的収支の概要

収益的収入の大部分が水道料金となっています。

収益的支出は水道施設の維持管理費（動力費・薬品費・委託料）、福岡地区水道企業団から水をもらうための受水費や、減価償却費、借入金の支払利息などを計上しています。

収益的収支の推移（税抜き）

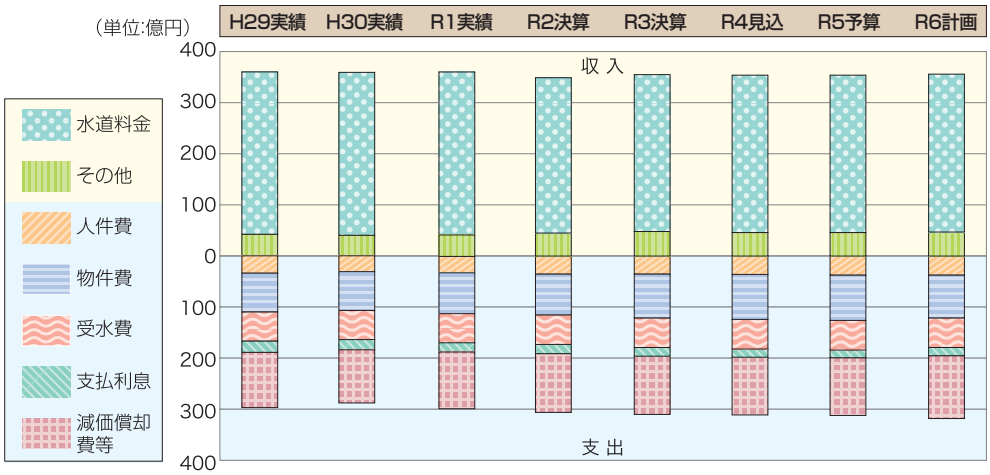

（単位:億円）

	H29実績	H30実績	R1実績	R2決算	R3決算	R4見込	R5予算	R6計画
収入	360	359	361	350	354	355	364	356
水道料金	318	319	319	305	308	308	316	309
その他	42	40	42	45	46	47	48	47
支出	297	288	298	299	300	314	320	318
人件費	34	31	32	33	34	35	35	37
物件費	76	76	80	75	79	92	99	84
受水費	57	57	57	58	58	58	58	58
支払利息	22	20	18	18	16	16	14	16
減価償却費等	108	104	111	115	113	113	114	123
単年度損益	63	71	63	51	54	41	44	38
利益処分※	63	71	63	51	54	41	44	38

※利益は、企業債の償還（借金の返済）に充てるための財源などとして、使用しています。

資本的収支とは

水道施設を更新・整備するために必要な支出と、その財源となる収入のことです。

資本的収支の概要

資本的収入は、施設の整備・更新を行うための財源となる企業債借入金、国からの補助金、本市一般会計からの出資金などです。

資本的支出は、配水管・浄水場施設の整備更新費などの建設改良費や借入金の元金償還金を計上しています。

資本的収支の推移（税込み）

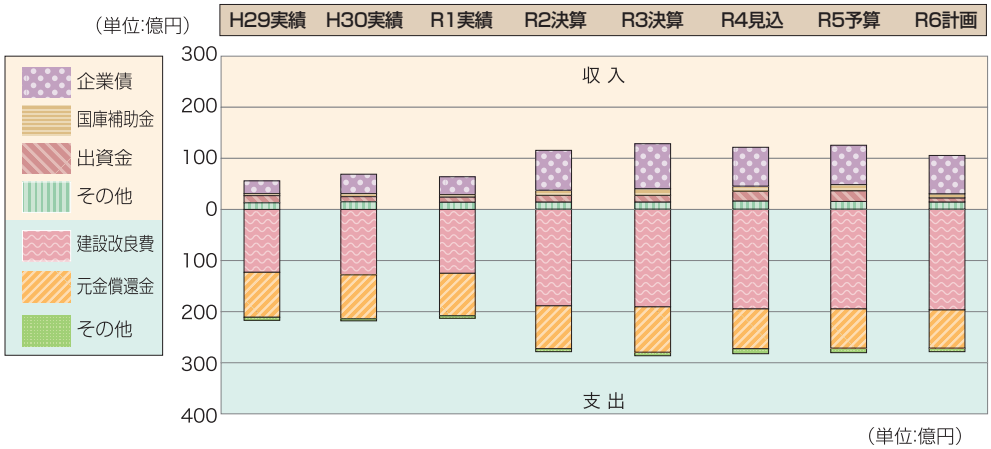

（単位:億円）

	H29実績	H30実績	R1実績	R2決算	R3決算	R4見込	R5予算	R6計画
収入	56	69	64	107	119	144	133	105
企業債	25	38	35	73	78	91	77	75
国庫補助金	4	6	5	9	17	15	15	8
出資金	14	10	10	13	12	19	23	8
その他	13	15	14	12	12	19	18	14
支出	217	218	213	236	281	328	276	279
建設改良費	123	128	125	146	185	240	190	197
元金償還金	88	86	83	84	89	78	77	75
その他	6	4	5	6	7	10	9	7
収支差額	−161	−149	−149	−128	−162	−184	−143	−174
補てん財源	156	149	168	142	160	174	150	155
単年度資金過不足額	−5	0	19	14	−2	−10	7	−19
累積資金過不足額	60	60	79	93	91	81	88	69

ABC（活動基準原価計算）分析

水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中、「安全で安心できる良質な水」を今後も安定的、継続的にお客さまへ提供していくためには、水道事業経営の仕組みを最も合理的、効率的にする必要があります。

そのため、福岡市水道局では、民間企業などで導入が進んでいる「ABC分析※」を平成16年度から導入し、より一層の経営の効率化を図っています。

※ABC分析（Activity-Based Costing:活動基準原価計算）とは
企業活動を個々の活動に分類し、細分化した「活動ごとの原価」を算出する管理会計手法のことです。

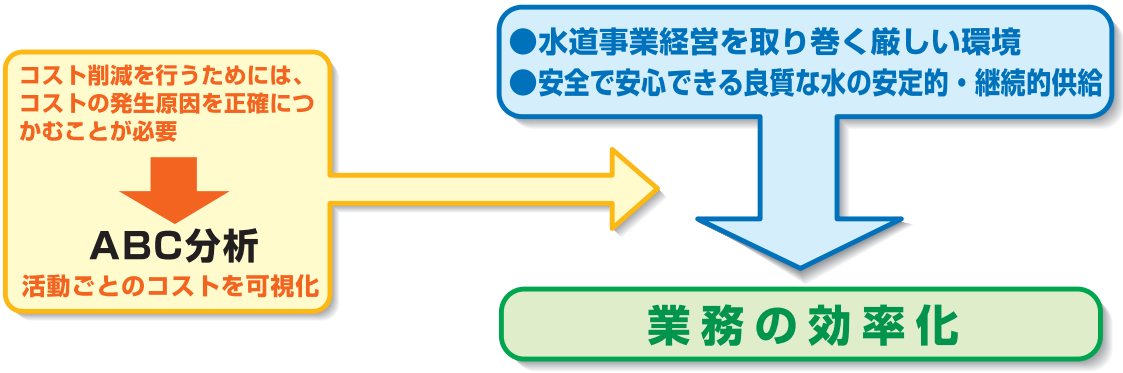

導入による効果

- 従来の原価計算では把握できなかった活動ごとのコストが可視化できるため、経営管理手法としての活用が期待できます。
- 新たな財務、経営情報を公開し、お客さまサービスの向上を図ることができます。
- 今後、経営効率化策を行うにあたり、その妥当性、有効性をABC分析により説明、補完することができます。
- 職員のコスト意識の向上につながります。

ABC分析による1㎥あたりの給水原価（令和3年度決算値 税抜き）

給水原価とは水道水1㎥をお客さまにお届けするまでにかかる費用です。

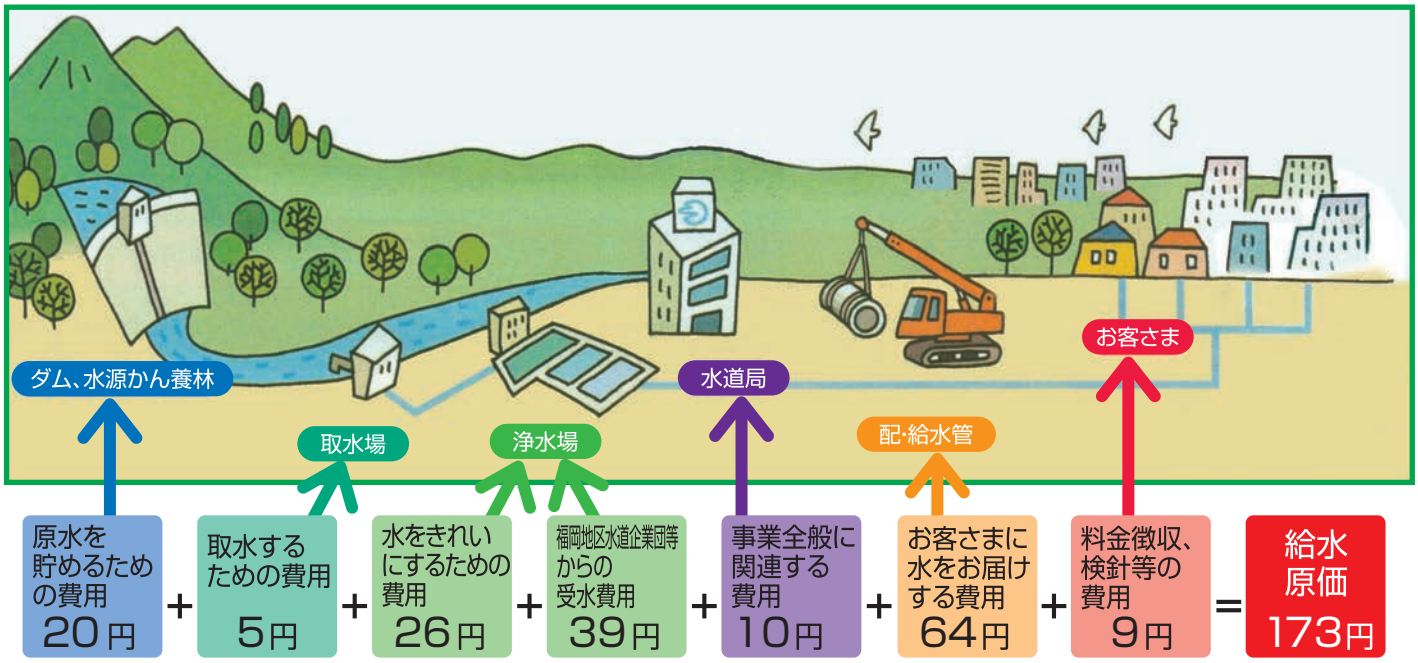

水道料金

福岡市の水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と、使用した水量に応じた従量料金からなっています。
従量料金は、用途区分を設け、ご家庭で使用する場合は、事業所などで使用する場合に比べ安くし、生活用水に配慮しています。
また、限りある水を大切に使っていただくため、使用水量が多くなるほど1㎥当たりの単価を高くしており、節水を促す料金体系としています。

料金算出方法

水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じて生じる従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出します。

単価表

（1戸2か月）　税抜

基本料金			従量料金				
用途別	メーターの口径(mm)	料金	用途別	区分	メーターの口径(mm)	使用水量（㎥）	料金（1㎥につき）
家事用・家事以外の用・公衆浴場用	13	1,700円	家事用	第1段	25以下	1～20	17円
	20	2,660円			40以上	1～20	120円
	25	6,220円				21～40	155円
	40	21,840円		第2段		41～60	243円
	50	42,200円		第3段		61～100	284円
	75	119,400円		第4段		101～200	335円
	100	258,400円		第5段		201以上	387円
	150	638,000円	家事以外の用	第1段	25以下	1～20	17円
	200	1,022,000円			40以上	1～20	175円
	250	1,892,000円				21～60	243円
				第2段		61～200	335円
				第3段		201～600	416円
				第4段		601～2,000	497円
				第5段		2,001以上	542円
			公衆浴場用	第1段	25以下	1～20	17円
					40以上	1～20	35円
				第2段		21以上	44円

○水道料金の計算例…メーターの口径が13mm、家事用で2か月に50m³使用の場合

①基本料金　口径13mmの基本料金 1,700円

②従量料金
20m³×17円＝　340円
20m³×155円＝　3,100円
10m³×243円＝　2,430円
（50m³）　計　5,870円

水道料金=①基本料金1,700円+②従量料金5,870円+消費税及び地方消費税相当額

メーターの検針から料金請求まで

○検針・料金請求は2か月ごとに行っています。
○検針月や検針日は地域ごとに定めています。
○料金支払方法
　口座振替・クレジットカード継続払い・納入通知書
○納入通知書での支払窓口
　銀行などの金融機関・コンビニエンスストア・各区の営業所

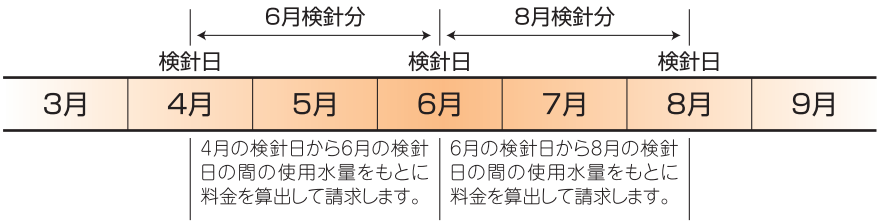

検針月	検針日	支払期限
偶数月または奇数月	初旬　1日～11日頃まで	検針月の28日
	中旬　5日～21日頃まで	検針翌月の8日
	下旬　11日～月末まで	検針翌月の18日

※支払期限日は、金融機関休業日の場合、翌営業日となります。